

□議員名：中岡 英二

1 給食センター実施について

論点	センター化による食材の仕入れは大丈夫なのか。
回答	各調理校に青果物を納めている市内の小売業者9社に注文し、本市の地方卸売市場で調達されたものを納める。 二つの納入組合が設立されたら、見積もり合わせで業者を決定する。

論点	アレルギー対策と緊急時の対応はどうなっているか。
回答	学校内で食物アレルギー対応の手引きを作成し、アレルギー対応委員会で組織的に取り組んでいる。親との情報共有も行っている。 アレルギー対応食は、調理から配送まで安全性を最も重視している。 緊急時の対応は、食物アレルギー対応手引きにそって対応する。

論点	センター化による、その他の諸問題はないか。
回答	給食は調理後2時間以内に食べられるように、調理・配送時刻を設定し9台のトラックで配送する。食缶は二重構造のステンレス製で保温・保冷に対応する。 ごみ処理は、火・金は環境衛生センターに、それ以外は業者に回収してもらう。

論点	センター化による食育はできていくのか。
回答	日常生活における食事について正しい理解を深め、望ましい食習慣を養う。学校生活を豊かにし明るい社交性と協働の精神を養う。 2階に調理室・研修室があり、食育に関する映像を見せる等の情報発信ができる。

2 山陽小野田市地方卸売市場の改革について

論点	市場改革の実施状況の検証について。
回答	4月1日付けで選任の場長を配置し、販売原票や競りの監視を行っている。販売原簿の2重チェック体制が必要であるかないか、今後、検討していきたい。

論点	小野田青果販売会社ができた理由は何か。
回答	市場の売れ残りが無いようにということで、それを処理する、また、市場の活性化を図るという目的で設置されたと認識している。

論点	条例40条について（小野田中央青果と小野田青果販売の社長が同一であるため、売買の取引をしてはいけない）説明ください。
回答	卸売業者（小野田中央青果）が、自己の取扱品目について、物品の買受をしてはならない。但し書きに「買受人の買受を不当に制限してないと認められる場合は、この限りではない」となっているが、状況からして条例に抵触している恐れがある。

論点	条例51条について（買受から3日以内に代金を支払う）説明ください。
回答	特約で、買受人の会社の定款、その定款によって支払い日が決まっていることもあるが、特約が無い限り、支払いが3日を超える期間に渡って滞るということは、認めることはできないと思っている。

論点	条例26条について（市長の権限で総勘定元帳等の提出を求めることができる）
回答	毎年5月に開かれる取締役会、あるいは、株主総会で出される資料の範囲内で見ているが、この条例に基づいて、条例に即した動きをしていきたい。